桃山学院大学同窓会 同窓会行事開催奨励金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、桃山学院大学同窓会会員が主催する「同窓生が集う行事」に奨励金を交付することで、同窓会会員相互の交流を深め、繋がりを強めることにより、同窓会の活動をより活性化させることを目的とする。

(行事開催奨励金の交付対象)

第2条

1 同窓会行事開催奨励金(以下「奨励金」という。)の交付対象となるのは、桃山学院大学 同窓会会員(学生会員を除く。以下「同窓会会員」という。)が主催する同窓生が集う 行事とする。

但し、参加人数が5名以上のものに限る。

- 2 前項の同窓生の集いとは、学部、学科、ゼミナール、入学期、地域、趣味等を共通とする同窓会会員が主催する集いをいう(以下「同窓会」という)。
- 3 同窓会は、桃山学院大学同窓会支部・部会設置規程に定める支部及び部会には該当しないものとする。

(奨励金交付額)

第3条 奨励金交付額は、同窓会参加者1名につき1,500円、上限を50,000円とする。

(申請期間等)

第4条 本会による交付は、次のとおりとする。

- 1 奨励金の申請期間は、毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで(以下「年度」 という。)とし、同一年度における 申請は 同一の同窓会につき1回とする。
- 2 申請される同窓会の同一性(重複性)の有無については、同窓会事務局長が、その参加者、開催の趣旨や目的等から判断する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、奨励金の交付は、毎年度、それに充てる予算が無くなり次第、終了とする。

(申請の方法等)

第5条

- 1 奨励金の交付を受けようとする同窓会は、当該同窓会の実施前及び実施後に、それぞれ次に掲げる書類等を同窓会事務局まで速やかに提出しなければならない。
 - (1) 同窓会の実施前(原則として実施の15日前までに提出)
 - ① 桃山学院大学同窓会への行事開催奨励金申請書 (添付PDFを使用)
 - (2)同窓会の実施後(原則として実施後15日以内に提出)
 - ① 桃山学院大学同窓会への行事開催報告書 (添付PDFを使用)
 - ② 次第(交付対象となる活動の実施内容がわかるもの)

- ③ 参加者名簿(参加者全員の氏名・学籍番号の記載があるもの)(添付PDFを使用)
- ④ 集合写真(当該同窓会実施の際に撮影されたもので、参加者全員が写っているもの)
- (5) 参加者によるコメント(100字程度)
- ⑥ その他、大学同窓会事務局又は同窓会理事会が提出の必要ありと判断したもの
- 2 奨励金の 受取 口座の名義は、奨励金の申請者名と同一でなければならない。
- 3 第1項(1)及び(2)の書類等の提出があった場合、大学同窓会事務局は、速やかにその受理の可否について申請者に通知しなければならない。
- 4 奨励金の交付を受けた同窓会の参加者は、第1項(2)④の集合写真及び同⑤の参加者によるコメントが同窓会のホームページ及び、同窓会誌「アンデレ」等に掲載されることを承諾したものとみなす。

(要項の改廃等)

第6条 この要項の改正、廃止、及びこの要項の運用において必要な事項の制定は同窓会理事会が行う。

附則

(施行期日)

1. この要項は2024年7月1日から施行する。